

「労働者派遣業務（2019年10月契約開始分【高度事務派遣】 その1）」に係る一般競争入札に関するQ&A

最終更新日：2019年9月19日  
独立行政法人情報処理推進機構

No	資料名	ページ	項目名	質問内容	回答
1	仕様書	18	派遣予定期間	開札から就業開始日までの期間が3営業日しかないため、就業開始日についての程度調整可能か。	2019年10月1日からの開始が望ましいと考えておりますが、配属予定部署との調整等により、多少であれば変更があっても差し支えございません（そのため派遣「予定」期間としております）。
2	仕様書	19	派遣労働者の要件・資格	必須資格の要件と同じレベル・スキルをもった人材の紹介でも問題ないか。	派遣いただく人材については、「派遣労働者の要件・資格」に記載されている事項を満たしていることが原則ではありますが、『要件・資格の証明については、別途、協議する』こととしており、配属予定部署との調整等により、記載されている事項と同等以上の能力を有すると判断でき、それを証明できる場合は、差し支えございません。